

第1編 総論

基本計画策定の趣旨

計画期間

基本計画の推進にあたって

基本計画策定の趣旨

本計画は、平成 8 年に策定した登別市総合計画基本構想に定める「人が輝き まちがときめく ふれあい交流都市 のぼりべつ」の実現を図るために、第 1 期基本計画に引き続き、今後 10 年間に推進していくべき施策の基本的な方向性を示すものです。

本計画の策定にあたっては、素案作成段階から多くの市民や団体等の参画のもと、今後 10 年間に必要なまちづくりの施策について論議を重ねるとともに、広くその内容を市民に公開をしながら策定作業を進めてまいりました。

したがって、本計画は、今後の市政運営の指針であると同時に、「まちづくり基本条例」に示す理念の具体的な展開方向となるものです。

計画期間

本計画における計画期間は、平成 18 年度（2006 年度）から平成 27 年度（2015 年度）までの 10 年間とします。

基本計画の推進にあたって

1 まちづくり基本条例の理念に基づく市民参画と協働の推進

市民と行政の適切な役割分担のもと、広範に市民がまちづくりに参画できるシステムを構築し、「まちづくり基本条例」に基づく真の市民自治の推進に努めます。

2 効率的な行財政運営の推進

本計画に沿って施策を進めるにあたり、具体的な短期の目標を定めるため引き続き実施計画（3 年）を定め、毎年ローリングをすることとします。

簡素で効率的な行政運営を推進するため、行政課題に即応した組織機構の見直しや行政評価システムの導入により事務事業の見直しに努めてきましたが、今後は、より一層きめ細やかな事務事業の点検、見直しを行い、職員の能力開発、効率的な組織・機構の見直しの徹底、民間委託の推進、事務手続きの簡素効率化等をすすめ計画的・効率的な行財政運営に努めます。

3 まちづくりの基盤と目指す行政組織

交通や情報通信の発達により、市民の活動の場である経済圏・生活圏ともに大きく広がっております。

したがって、今後、まちの発展を考えるならば広域行政を視野に入れなければなりません。

また、地方分権の進展により、市町村は住民に最も身近な基礎自治体として、その役割を担い得る組織体制の整備が求められています。

より効率性の高い行財政運営を考え、かつ、質の高い行政サービスを求めるならば、広域行政を視野に入れて、より大きな行政組織を考える必要があります。

このような視点から、今後も広く論議を深め、まちの進むべき方向を定めていくこととします。

4 民間活力の活用

行政運営コスト（費用）の縮減と効率的な行政システムの確立を目指して、「民間でやれることは民間へ、行政にしかできないことは行政が行う」という考えのもとに、行政サービスを最も効果的、効率的に提供するため、民間の効率性・専門性が発揮できるものについては、民間委託の一層の推進に努めます。

また、民間の資金や優れた技術情報を公共分野に活かす事業手法の活用を推進し、新たな雇用の創出と地域の活性化を図ることに努めます。

5 情報通信技術の活用

第1期基本計画の10年間に情報通信技術は飛躍的に発展し、インターネットは、電子メールやホームページなどの通信手段、買い物や競売などの商取引手段、映画、ビデオ、音楽などコンテンツ（内容）の配信手段として、市民の日常生活に不可欠な情報伝達的手段となっています。

行政分野では、電子申請システムやホームページを通じた行政情報の提供、情報検索システムの活用により、市民と行政の関係は大きく変化しつつあります。

本計画の推進にあたっては、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するために、福祉、教育、文化、防災等をはじめとする行政のあらゆる分野への情報通信技術の活用とこれに併せた既存の制度・慣行の見直しに努めます。